



## 学校における日本語指導の流れ

### 児童生徒の受入れ 日本語の能力、生活・学習状況・適応状況等の把握

- ・児童生徒に関わる複数人で把握することが望ましい。
- ・就学前の子供についても、できる限り事前に把握することが望ましい。

日本語指導については特別の配慮は必要ない児童生徒

### 日本語指導が必要である児童生徒

- ①日本語で日常会話が十分にできない
- ②日常会話ができても、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている

「取り出し」指導により  
日本語指導を行う

(別教室等において)  
日本語能力に応じた  
特別の指導を行う

「入り込み」指導により  
支援を行う

担任・教科担当等授業者  
による配慮を行う

(在籍学級において)  
通常の教育課程により指導を行う

※「特別の教育課程」による日本語指導と、「入り込み」指導等その他の指導を組み合わせることも考えられる。

「特別の教育課程」による日本語指導の終了後も、それ以外の配慮が必要な場合がある。

○通常の教育課程による指導だけでなく、児童生徒の日本語能力に応じた特別の指導(日本語指導)が必要な場合、「特別の教育課程」を編成して指導を行う。

実態の  
把握

指導計画  
の作成

指導

「特別の教育課程」による指導  
の終了判断

指導計画  
の見直し

学習評価